

告 示

埼玉県監査委員告示第十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十四項の規定に基づき、埼玉県公安委員会委員長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和五年十月六日

埼玉県監査委員	小山 彰
埼玉県監査委員	間 嶋 順 一
埼玉県監査委員	武 内 政 文
埼玉県監査委員	岡 地 優

1 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月 日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
警察本部	東松山警察 署	令和5年6月30日 (第426号)	令和3年10月に締結した東松山駅前交番ほか防犯カメラ及び周辺機器設置工事について、落札額と異なった金額で契約書を作成し、さらに、履行後に契約業者の請求に基づき落札額を支払い契約書の金額誤りに気が付かないまま事務手続を完了させていたことは不適切であった。	次のとおり、契約書の金額誤りに対応するとともに、再発防止に向け事務処理の適正化を図った。 1 落札額と異なった金額の契約書について、支払金額に誤りのないことを確認する書面を契約業者と取り交わした。 2 再発防止に向け、以下の対応策を講じた。 ・下位の職位の者から起案するように変更し、決裁関与者の増員を図るとともに、会計課員全員を経理員に指定しチェック体制を強化した。 ・会計課員を対象とした署内講習を実施し、経理員チェックの重要性の理解を深めるとともに、契約手続きに関する知識の向上を図った。 ・財務に関するチェックシート（契約編）を確実に活用することとし、事務処理の適正化を図った。